



乙第30号証

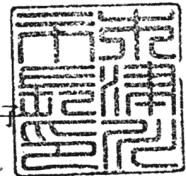


理由説明書

1 木管第127号
令和元年6月6日

木津川市情報公開・個人情報保護審査会
会長 下田 香織 様

木津川市長 河井 規子



審査請求人 遠藤千尋 が平成31年4月5日付けで提起した公文書の一部の開示を行わない決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり、説明する。

第1 審査請求の趣旨に対する答弁

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第2 本件決定に至るまでの経緯

1 本件開示請求

審査請求人は、平成31年2月1日、実施機関に対し、「市有土地境界確定図（平成19年11月20日9木管第7-85号）」の修正に関する全ての書類（特に修正の根拠と経緯がわかるもの。）（以下「本件請求文書」という。）の開示請求を（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求文書として別紙（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成31年2月28日、本件対象文書の不開示情報を除いた部分について開示の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に対し、次の不開示理由を記載した公文書部分開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）を交付することにより本件決定を通知した。

（不開示理由） 別紙のとおり

第3 審査請求書記載事実の認否

1 審査請求書「① 一部不開示理由について客観的かつ具体的な立証を行っていない」について

- (1) 第1段落は、争う。詳細は、後述の第4を参照されたい。
- (2) 第2段落のうち
 - ・第1文及び第2文は、争う。詳細は、後述の第4を参照されたい。
 - ・第3文は、認める。
- (3) 第3段落は、争う。詳細は、後述の第4を参照されたい。
- (4) 第4段落は、争う。詳細は、後述の第4を参照されたい。

2 審査請求書「② 木津川市市有地境界確定事務取扱要領違反」について

(1) 第1段落のうち

- ・第1文中、「木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領」には、修正あるいは訂正に関する規定が存在しないため、」の部分は認め、その余の部分は争う。詳細は、後述の第4を参照されたい。
- ・第2文から第4文は、認める。

(2) 第2段落のうち

- ・第1文中、「一方、平成30年11月20日起案の回議書「法定外道路(加茂町西小長尾・長尾谷地内)の市有地境界確定図の再修正について」によれば、2018年8月21日に奈良市からFAX連絡があり、」の部分は認め、その余の部分はその認否を明らかにしない。その理由は、認否の内容を明らかにすると、非開示とした内容を開示したのと同じこととなるためである。
- ・第2文は、その認否を明らかにしない。その理由は、認否の内容を明らかにすると、非開示とした内容を開示したのと同じこととなるためである。
- ・第3文中、「このように、実施機関が、本件文書申立者に対しては修正の詳細を報告し、本件文書申立者が納得いくまで、二度にわたり本件確定図を修正していた一方で、」の部分はその認否を明らかにしない。その理由は、認否の内容を明らかにすると、非開示とした内容を開示したのと同じこととなるためである。その余の部分は、認める。

(3) 第3段落は、争う。詳細は、後述の第4を参照されたい。

第4 審査請求人主張の違法事由について

1 一部不開示の理由について客観的かつ具体的な立証を行っていないことについて

- (1) 本件審査請求の対象文書を不開示としたのは、不開示決定理由のとおりであり、それ以上の立証は必要ない。
- (2) 審査請求人は、本件審査請求の対象文書のうち、3)、4)、5)及び7)の公開を求めているが、これらは、本件審査請求の対象文書の1)、2)及び6)に呼応した文書であるため、これを開示することにより、結果的に非開示とした1)、2)及び6)の文書内容を推測することができることとなるため、3)、4)、5)及び7)の文書内容も1)、2)及び6)の文書内容と一連の文書内容として非開示としたものである。
- (3) 「木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領」は、第3条に定めるように申請があった場合を前提に、その事務処理を規定しているが、本市が自らの財産を守るために自ら確定することを否定したものではないと解する。
- (4) 以上から、不開示決定理由のとおり本件決定に至ったものである。

2 木津川市市有地境界確定事務取扱要領違反について

- (1) 審査請求人は、「木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領」には、修正あるいは訂正に関する規定が存在しないため、一度確定した市有地境界確定図の修正を行うためには、要綱第15条に定められた再確定の規定に従わなければならない。」と主張するが、規定がない以上、本市の裁量の範囲内と

考える。

- (2) 第3段落の第1文から第5文の審査請求人の主張については、本市が自ら確定した原確定であったためできたものである。仮に原確定が要綱第3条の申請者からによるものであれば、本市が直接確定を修正しに行くことはない。本件修正は、事の発端はどうであれ、本市が自ら確定したものに、明らかな誤りが発覚した以上、自ら修正・再確定を行うことは、しごく当然のことである。
- (3) 以上から、公益上の理由による裁量的開示をする必要はない。

第5 結語

以上のおり、本件決定は適法であり、本件審査請求に理由はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。



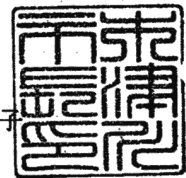
補充理由説明書



1木管第 143 号
令和元年6月24日

木津川市情報公開・個人情報保護審査会
会長 下田 香織 様

木津川市長 河井 規子



審査請求人 遠藤千尋 が平成31年4月5日付けで提起した公文書の一部の開示を行わない決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり、補充説明する。

第1 開示請求と決定の対応関係について

公文書開示請求書の「開示請求する公文書の件名又は内容」（別紙公文書公開請求書の「公開請求する公文書の名称または内容」）欄記載の対象公文書と、公文書部分開示決定通知書（1木管第43号）又は公文書不開示（1木管第44号）による各決定との対応関係については、別紙のとおりである。

第2 条例第11条に関する主張等について

公文書部分開示決定通知書（1木管第43号）による決定が開示請求日から15日を経過した後に行ったことについては、請求対象文書において、通常の諾否決定期間内において対象文書を検分できたが、不開示情報が多く、開示又は不開示の判断が行えなかったため、木津川市情報公開条例（以下、単に「条例」という。）第11条第2項の規定により平成31年3月1日まで諾否決定期間の延長を同年2月15日に決定し、同日付けで、条例第11条第2項の規定による公文書開示決定等期間延長通知書（1木管第41号）により開示請求者に通知した。

については、当該通知書の写しを資料（1）として提出する。

第3 認否について

審査請求書4②第1段落の第5文（「しかし」で始まる文）の認否については、「隣接所有者は事前に口頭で了解を求められた」の部分は認め、その余の部分は争う。争う理由は、隣接所有者に説明を行った際に、再度、本市により改めて確定手続きを行うことを前提に一旦修正することで了解を得たため、本件修正後に、改めて本件修正の完了の報告や通知、修正図を見せたりすることはしていなかったものである。

第4 理由付記（理由提示）について

審査請求人が本件審査請求書で改めて開示を求め対象公文書（以下、「審査請求対象文書」という。）の不開示理由は、公文書部分開示決定通知書（1木管第43号）記載の不開示理由のとおりである。

第5 条例第5条第2号について

第4でも付記したとおり、審査請求対象文書について条例第5条第2号本文アを根拠として不開示としたものである。

なお、同条同号ただし書の「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」との規定は、「法令の規定に明らかに違反する違法な事業活動又は違法とまではいえないが社会通念上、社会的妥当性を欠く事業活動によって、人の財産に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる情報をいう。（例：詐欺その他法令違反による事業活動情報、悪質な訪問販売、課題広告等不当な事業活動に関する情報）」（木津川市『情報公開条例の運用と解釈 平成29年3月改訂版』15・16頁）とされており、本件についてこのような事象は認められず、当該規定には該当しないと解釈すべきである。

第6 木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領について

『木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領』（平成19年3月12日木津川市告示第123号）を、資料（2）として提出する。